

申告をお忘れなく 令和6年度固定資産税(償却資産)

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産とい
い、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

令和6年1月1日時点で市内に償却資産を所有する人は、多少にかかわらず申告してくださ
い。申告書などは、12月上旬に発送予定です。申告書が届かない場合はご連絡ください。

償却資産の例

課税対象となる償却資産の例(業種別抜粋)

業 種	償却資産
共通	舗装路面、外構、看板、パソコン、コピー機、太陽光発電設備
小売店	商品陳列用家具、冷蔵庫、冷凍庫
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、冷凍庫
理・美容業	理容および美容機器、サインポール、テレビ
駐車場	駐車装置、照明などの電気設備
工場	旋盤、金型、プレス機器、洗浄給水設備、溶接機
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機
ガソリンスタンド	給油配管設備、洗車機、独立したキャノピー
農業・漁業	農業用ハウス、農業用機械、農業用器具、漁船

次の資産は固定資産税の償却資産
の対象となりません。

- 自動車税・軽自動車税の課税客体
- 耐用年数1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、
法人税法等の規定により一時に損
金算入されたもの(少額償却資産)
- 取得価額が20万円未満の資産で、
法人税法等の規定により3年間で
一括して均等償却するもの(一括
償却資産) など

償却資産申告書の提出を

提出方法 1月31日(水)までに資産税課または同課
分室、各総合支所市民福祉課へ

※提出期限間近になると窓口が混雑します。申告書
の書き方が分からない場合は、以下の書類を持参
し、早めに資産税課へご相談ください。

- 津市から送付した償却資産申告書
- 確定申告書
- 固定資産台帳など減価償却資産の明細の分かる書類

※申告がない場合は条例に基づき10万円以下の過料
が科されることがあります。また、申告に誤りな
どがあった場合は、現年度を含め最大5年度分の
修正申告を求めています。

※控え用の申告書は送付しませんの
で、控えが必要な人は写しを取るな
どしてからご提出ください。



eLTAX(エルタックス)で電子申告ができます

津市では、固定資産税(償却資産)の申告にeLTAXを導入しており、自宅
やオフィスからインターネットを利用して申告できます。利用には事前に
届け出が必要ですので、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

HP エルタックス

